

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百十八号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一 陽子線治療</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 頭頸部腫瘍（脳腫瘍を含む。）、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアル（公益社団法人日本臨床検査標準協議会が平成二十三年十二月に作成したものをいう。）に従って検体の品質管理が行われていること。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一 陽子線治療</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 頭頸部腫瘍（脳腫瘍を含む。）、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、<u>乳腺・婦人科腫瘍</u>又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアル（公益社団法人日本臨床検査標準協議会が平成二十三年十二月に作成したものをいう。<u>以下同じ。</u>）に従って検体の品質管理が行われていること。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>四 削除</p> <p>五 (略)</p> <p>六 細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p>

八

(略)

(3)

(ハ) (ト) (略)

(イ) (略)

(ロ) 実施診療科において、ゴーシェ病の診療経験を有する医師が配置されていること。

(2) ② 保険医療機関に係る基準

① (略)

(2) 保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

(ハ) (ル) (略)

(ロ) 実施診療科において、ゴーシェ病の診療経験を有する医師が配置されていること。

(2) ② 保険医療機関に係る基準

① (略)

(1) 保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

ロ 施設基準

イ (略)

七六 CYP2D6 遺伝子多型検査

七六

(略)

(7) (8) (略)

(6) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

(3) (5) (略)

(削る)

(2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。

① (略)

九

(略)

(3)

(ハ) (ト) (略)

(イ) (略)

(ロ) 実施診療科において、ゴーシェ病の診療経験を有する医師が一名以上配置されていること。

(2) ② 保険医療機関に係る基準

① (略)

(2) 保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

(ハ) (ル) (略)

(ロ) 実施診療科において、ゴーシェ病の診療経験を有する医師が一名以上配置されていること。

(2) ② 保険医療機関に係る基準

① (略)

(1) 保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

ロ 施設基準

イ (略)

八七 CYP2D6 遺伝子多型検査

八七

(略)

(8) (9) (略)

(7) 当該療養について十五例以上の症例を実施していること。

(4) (6) (略)

(3) 臨床検査技師が配置されていること。

(2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。

① (略)

(削る)

(削る)

九 (略)

十 内視鏡的胃局所切除術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①～③ (略)

④ 常勤の麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第二項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜^{マホウ}医」という。）が配置されていること。

⑤～⑭ (略)

十一～三十七 (略)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

(削る)

一 (略)

(削る)

(削る)

二 (略)

(削る)

(削る)

三～五 (略)

(削る)

六 (略)

(削る)

七～十一 (略)

(削る)

十 削除

十一 削除

十二 (略)

十三 内視鏡的胃局所切除術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①～③ (略)

④ 常勤の麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第二項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜^{マホウ}医」という。）が一名以上配置されていること。

⑤～⑭ (略)

十四～三十 (略)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一 削除

二 (略)

三 削除

四 削除

五 (略)

六 削除

七 削除

八～十 (略)

十一 削除

十二 (略)

十三 削除

十四～十八 (略)

十九 削除

十三・十三 (略)

(削る)

(削る)

十四 (略)

(削る)

(削る)

十五・十六 (略)

(削る)

十七〜二十三 (略)

(削る)

二十四〜二十六 (略)

(削る)

(削る)

二十七〜二十九 (略)

(削る)

三十 (略)

(削る)

三十一〜三十六 (略)

三十七 アナモレリン経口投与 体重減少 (食道がんに対する食道亜全摘胃管再建術又は胃がんに対する噴門側胃切除術若しくは胃全摘術を実施したものに限る。)

三十八〜四十二 (略)

第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養

(削る)

一 (略)

(削る)

(削る)

二・三 (略)

(削る)

三十一・三十一 (略)

三十二 削除

三十三 削除

三十四 (略)

三十五 削除

三十六 削除

三十七・三十八 (略)

三十九 削除

四十〜三十六 (略)

三十七 削除

三十八〜四十 (略)

四十一 削除

四十二 削除

四十三〜四十五 (略)

四十六 削除

四十七 (略)

四十八 削除

四十九〜五十四 (略)

五十五 アナモレリン塩酸塩経口投与 体重減少 (食道がんに対する食道亜全摘胃管再建術又は胃がんに対する噴門側胃切除術若しくは胃全摘術を実施したものに限る。)

五十六〜六十 (略)

第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養

一 削除

二 (略)

三 削除

四 削除

五・六 (略)

七 削除

四・五 (略)

八・九 (略)